

いわて高等教育地域連携プラットフォーム会則

(名称)

第1条 本組織は、いわて高等教育地域連携プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）という。

(目的)

第2条 プラットフォームは、人口減少や少子高齢化の進行、グローバル化や情報化の進展など、県内の社会経済環境が変化する中で、地域に貢献する優れた人材を育成し地域に還元していくとともに、高等教育機関がもつ専門性や特色がより一層地域社会で生かされる地域づくりを進めていくため、高等教育機関、経済界・産業界、行政等が高等教育の果たす役割を恒常的に議論し、連携した取組を行っていくことを目的とする。

(構成)

第3条 プラットフォームは、別表に掲げる団体等により構成する。

(活動事項)

第4条 プラットフォームは、次に掲げる活動を行う。

- (1) 高等教育や地域社会に関する情報・データの収集、分析、共有
- (2) 地域社会で高等教育の果たす役割の協議
- (3) 地域課題の解決に向けた検討
- (4) 産学官によるプロジェクト事業の実施
- (5) その他、プラットフォームの目的を達成するために必要な事項

(全体会議)

第5条 プラットフォームに全体会議を置く。

- 2 全体会議は、構成団体等の代表者又はこれに相当する者をもって構成する。
- 3 全体会議は、代表が招集し、構成員の過半数の出席をもって成立する。
- 4 全体会議の議長は、代表が務める。
- 5 全体会議は、次の事項を議決する。
 - (1) プラットフォームの方針の決定に関する事
 - (2) 会則の制定及び改正に関する事
 - (3) その他プラットフォームの運営に関する重要事項
- 6 全体会議の議決事項は、出席した構成員の過半数の同意をもって決する。
- 7 必要に応じ、全体会議に、学識経験者等の出席を求めることができる。

(代表及び副代表)

第6条 プラットフォームに代表及び副代表数名を置く。

- 2 代表は、全体会議の構成員の中から互選する。
- 3 副代表は、全体会議の構成員の中から代表が指名する。
- 4 代表はプラットフォームの業務を統括し、副代表は代表を補佐する。
- 5 代表及び副代表の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合にお

ける補欠の者の任期は、前任者の残任期間とする。

(推進会議)

第7条 プラットフォームに推進会議を置く。

- 2 推進会議の委員は、各構成団体等が推薦する者をもって充てる。
- 3 推進会議に委員長及び副委員長数名を置き、委員の互選により選出する。
- 4 推進会議は、委員長が招集する。
- 5 推進会議の議長は、委員長が務める。
- 6 副委員長は、委員長を補佐する。
- 7 委員長及び副委員長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠の者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 推進会議は、プラットフォームの活動の企画立案を行う。
- 9 必要に応じ、推進会議に、学識経験者や関係団体等の出席を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第8条 第2条に掲げる目的の達成のために必要があるときは、推進会議の下に各種ワーキンググループ（以下「WG」という。）を置くことができる。

- 2 WGの構成は、推進会議において定める。
- 3 WGに座長を置き、WGの構成員の互選により選出する。
- 4 WGは、座長が招集する。
- 5 WGの議長は、座長が務める。
- 6 WGの庶務は、座長が所属する団体等において行う。
- 7 必要に応じ、WGに、学識経験者や関係団体等の出席を求めることができる。

(事務局)

第9条 プラットフォームの事務局は、岩手県ふるさと振興部学事振興課に置く。

(その他)

第10条 この会則に定めるもののほか、プラットフォームの運営に関し、必要な事項は、全体会議の議を経て別に定める。

附 則

この会則は、令和3年6月9日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	団体等の名称
高等教育機関	岩手大学
	岩手県立大学（岩手県立大学盛岡短期大学部及び岩手県立大学宮古短期大学部を含む）
	盛岡大学（盛岡大学短期大学部を含む）
	富士大学
	岩手医科大学
	岩手保健医療大学
	修紅短期大学
	一関工業高等専門学校
	放送大学岩手学習センター
経済・産業団体等	一般社団法人岩手経済同友会
	岩手県商工会議所連合会
	岩手県商工会連合会
	岩手県中小企業団体中央会
	一般社団法人岩手県銀行協会
	公益財団法人いわて産業振興センター
地方公共団体等	岩手県
	岩手県市長会
	岩手県町村会
	岩手県教育委員会
	岩手県高等学校長協会
	岩手県高等学校PTA連合会